

阿見町いばらき出会いサポートセンター入会登録料助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、少子化の一因である未婚化・晩婚化への対応を図るため、未婚男女の出会いの場づくりを支援している一般社団法人いばらき出会いサポートセンター(以下「センター」という。)への入会者に対し、予算の範囲内において当該センターへの入会登録料を助成する阿見町いばらき出会いサポートセンター入会登録料助成事業(以下「事業」という。)の実施に関し、阿見町補助金等交付規則(昭和51年阿見町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、第4条の規定に基づく申請を行った日現在において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 婚姻(予定を含む。)をしていない者であること。
- (3) 令和5年4月1日以後にセンターへ入会し、引き続き継続して入会していること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、対象者としなない。

- (1) 阿見町税条例(昭和53年阿見町条例第1号)に定める町民税、固定資産税並びに軽自動車税、阿見町国民健康保険税条例(昭和41年阿見町条例第9号)に定める国民健康保険税、阿見町後期高齢者医療に関する条例(平成20年阿見町条例第1号)に定める保険料及び阿見町介護保険条例(平成12年阿見町条例第3号)に定める介護保険料に滞納がある場合
- (2) 阿見町暴力団排除条例(平成23年阿見町条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団と関係を有する者である場合
- (3) 事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合
- (4) 令和5年3月31日以前にセンターに入会したことがあり、かつ、他の市町村によるいばらき出会いサポートセンター入会登録料に係る助成を受けている場合

(助成金の額等)

第3条 事業による助成金の額は、センターへの入会登録料に要した実支出額とし、11,000円を上限とする。

2 助成金の交付は、対象者1人につき1回限りとする。

(助成金の申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、センターへ入会した日の属する年度の末日までに、阿見町いばらき出会いサポートセンター入会登録料助成申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、センターが発行する入会登録料の支払に係る領収書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第5条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、阿見町いばらき出会いサポートセンター入会登録料助成決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対して交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。